

## DV加害者プログラム実施者を目指す方へ

DVとは親密な関係の相手に対してふるう、からだと心への暴力です。グローバル・スタンダード(国連の合意事項やイスタンブール条約など)では、DVは「ジェンダー(性別役割)に基づく暴力」(GBV)、すなわち性差別の一形態であると明記されています。DV加害は病気が原因ですることではなく、生育環境や生活環境の中で体験したすべてのことから学び取った、親密関係の相手への性別役割に基づく差別的な考え方、態度、行動などが原因です。DV行為は加害者自らが選択した行為です。したがって加害者プログラムは、治療ではなく、更生のための教育として実施することが基本です。また、それは被害者支援の一環であり、被害者の安全と権利回復のためになされるべきものです。

そのため、加害者プログラムの実施者になろうとする方は、DVに特化された研修を積む必要があります。その第一歩として、当講座(デートDV防止プログラム・ファシリテーター養成講座)を受けてください。DVとデートDVの基礎とデートDV防止教育について学ぶだけでなく、「ジェンダーに基づく暴力」の意味、その歴史や社会構造、実態などについて学んでください。そして自分自身を内観し、自分の中にある「ジェンダー規範」、「力と支配」、「暴力容認意識」などに気づいてください。これらはDV加害者プログラム実施者に不可欠の気づきです。

DV加害者更生教育プログラムの実施者を目指す方は、当講座の前期と後期(同年度内に合わせて6日間)を受けたあと、DV被害女性(支援)プログラム・ファシリテーター養成講座の前期と後期(同年度内に合わせて4日間)を受講していただくと、加害者プログラム研修Ⅰ(基礎編)とⅡ(教材編)(同年度内に合わせて6日間)、そしてⅢの加害者グループの見学(50時間)と実習(10時間以上)へと進む(2年以内に修了を目処に)ことができます。(合計で約200時間)

### ★DV被害女性(支援)プログラム・ファシリテーター養成講座

前期:2021年7月17日(土)&18日(日)

後期:2021年8月14日(土)&15日(日)

### ★DV加害者プログラム研修

研修Ⅰ(基礎編 3日間):2021年10月15日(金)、16日(土)、17日(日)

研修Ⅱ(教材編 3日間):2021年11月19日(金)、20日(土)、21日(日)

研修Ⅲ(加害者プログラムのグループ見学と実習):研修Ⅰ修了後個人面接を行い、受講資格等を確認させていただきます。条件に当てはまる方のみ研修ⅡとⅢに進んでいただけます。

上記すべてをオンラインで行います。